

婚外子についての差別的規定の早期改正を求める会長声明

最高裁大法廷は、本年9月4日、婚外子の相続分を婚内子の2分の1とする民法900条4号ただし書前段の規定について、法律婚「制度の下で父母が婚姻関係になかったという、子にとっては自ら選択ないし修正する余地のない事柄を理由としてその子に不利益を及ぼすことは許されず、子を個人として尊重し、その権利を保障すべきである」という考えが確立されてきている」との理由から、「立法府の裁量権を考慮しても、嫡出子と嫡出でない子の法定相続分を区別する合理的な根拠は失われていた」と判示し、上記「規定は、遅くとも平成13年7月」（他の1件の決定では同年11月）「当時において、憲法14条1項に違反していた」とする2件の決定を行った。

最高裁は、これまで大法廷平成7年7月5日決定やその後の小法廷での判決や決定において、上記規定を憲法14条1項に反するとまではいえないとしていた。今回の最高裁決定は、当該規定について「個人の尊厳と法の下での平等を定める憲法に照らし」検討吟味したうえで、明確に違憲と断じた画期的な判断を下したものであり、当会はこれを高く評価するものである。

婚外子と婚内子の平等化を図り差別を撤廃することは国際的潮流であり、自由権規約、女性差別撤廃条約、子どもの権利条約及び社会権規約を批准している日本政府は、これらの条約に沿うよう国内法を整備する義務がある。

今般上記のような違憲決定が出た以上、国会は、民法900条4号ただし書前段の規定を直ちに改め、婚外子と婚内子の相続分の平等を民法の条文上も明確にし、その際、「嫡出でない子（非嫡出子）」という表現自体も差別的であるので、あわせて用語を改正すべきである。

2013年（平成25年）9月24日

茨城県弁護士会

会長 佐谷道浩